

『論 説』

ガンス、あるいは法の普遍史

堅 田 剛

I 白鳥と鷲鳥

たしかにサヴィニーは法学界のゼウス神にもたとえられる存在であったが、ベルリン大学法学部にも「サヴィニーの公然たる論敵」がいなかったわけではない。エドゥアルト・ガンス (Eduard Gans, 1797-1839) である。『白鳥と鷲鳥』と題するヨハン・ブラウンの論文は、このように書き始められる¹⁾。標題にある白鳥とはサヴィニーのことで、鷲鳥 (Gans) とはガンスのことだ。たしかにサヴィニーからすれば、彼の法学を喧しく批判するガンスの存在は、小うるさい鷲鳥の姿にも見えたにちがいない。

それにしても「白鳥と鷲鳥」とは実に巧みな比喩ではないだろうか。歴史法学派の開祖にしてプロイセン皇太子の師傅、やがては事実上の宰相にも登りつめるサヴィニーは、没落貴族の出とはいえ、その華麗な経歴からして白鳥と呼ばれるにふさわしいし、一方のガンスは裕福な銀行家の出身ではあったが、ユダヤ人というだけですでに決定的な負い目を担っていた。彼が鷲鳥になぞらえられたのは単に名前のゆえではあるまい。批判者ではあってもついに主流とはなりえない運命を、この呼び名はよく示しているように思える。

たとえば、ガンスはベルリンではなくハイデルベルクで法学の学位を取らねばならなかつた。彼が研究生活を始めたベルリン大学では、当時ユダヤ人に対

1) Johann Braun, "Schwan und Gans", Zur Geschichte des Zerwürfnisses zwischen Carl von Savigny und Eduard Gans, in: Juristenzeitung, Nr. 23/24, 1979, S. 769.

して学位の授与が拒まれていたからだ²⁾。にもかかわらず、ガンスの最初の著書が『ローマ債務法、とりわけ無記名契約および解除権に関する伝説的理論について』という、歴史法学派、とりわけロマニスト好みのものであったことは注目されてよい。

後年の彼からはとても想像できないけれど、ガンスはこの本をなんとサヴィニーに送っている。以下に掲げるのは、これに付されたいかにも追従に満ちた手紙である。

「閣下に新刊の『ローマ債務法云々』を献呈できることを名誉に存じます。小さな仕事とはいえないにせよ、これを我々の学問の第一の審判者にお見せするなど恐縮のいたりです。思ったほどの出来ではありませんが、拙著はけっして実り豊かな努力に欠けるものではありませんし、ひとえに閣下の御講義が学問への喜びと愛とを私に吹き込み、私のつねに追求せんとしている方向を指示してくださったことを、感謝の心をもって告白することができます。私は閣下を一瞬たりとも煩わせたくありませんでしたので、今まで伺候することを一日延ばしにしてきました。とはいえ、私の訪問のためにできるだけお仕事の妨げにならない時間をお知らせくださいならば、これ以上の喜びはありません。

最高の敬意をもつことが私の名誉であるところの

閣下の
下僕
エドゥアルト・ガンス博士³⁾」

この手紙に日付はみられないが、ブラウンはこれを1819年の12月に書かれたものと推定している。とすれば、このときガンスはハイデルベルクにいたはずである。ベルリンでの学位取得を拒絶されたガンスは、ゲッティンゲンを経て1818年の冬学期からハイデルベルクに来ていた。いまだ自由な空気の残ってい

2) ebd., S. 770.

3) Braun, a. a. O., S. 770.

たこの地の大学で、彼はついに法学博士となることができた。サヴィニーに送った本は、このときの学位論文を書き直したものである。

ガンスの手紙はもちろんただの挨拶ではない。サヴィニーの斡旋によって、ベルリン大学での教職を確保したいとの意図に出たものだ。彼がはたして歴史法学派の一員となりえたかは疑問だが、サヴィニーの推薦さえあれば任官は容易なはずであった。

しかしサヴィニーはこの要請を黙殺した。これには様々な理由が考えられる。ベルリンではユダヤ人は私講師以上になれないとの慣行は別にしても、実際、学問的にも政治的にもそれなりの事情があったのである。こうした点については追い追い述べることとして、その前に彼らの個人的な確執に触れておきたい。というのも、これを抜きにしてはガンスとサヴィニーの関係を論じることはできないし、それはまた学問的ないし政治的事情とも深く絡んでいるからだ。

そもそもの始まりはやはり法典論争と関わっている。すなわち、1817年にガンスは『カール・ヴィッテ博士の教授資格取得問題に関するベルリン大学法学部の態度にみられる非党派的判断』と題する論文を書いている。そしてこの中に、「単に立法のみならず……司法的決定にとっても、愛しいウルピアヌスやパピニアヌスの時代と同様の使命が現代において果たされることなどない」という文章がみられるのだ⁴⁾。

『エドゥアルト・ガンス——三月前期の生涯——』の著者ハンス・ライスナーもいうように、これがサヴィニーの『立法および法学に対する現代の使命について』を当てこすったものであるのは明らかだろう。しかもガンスは、サヴィニーの歴史法学に対して批判的であったティボーのもとにいるのである。これではサヴィニーとしても、ガンスの願いを素直に受けるわけにはいくまい。ところでベルリン大学法学部を非難した先の論文だが、これは匿名で発表されている。ヴィッテはガンスの幼なじみで、やはりこの大学での就職を拒まれた。これはガンスにとっても身につまされる問題であったわけで、ただちに抗

4) Hanns Günther Reissner, Eduard Gans, Ein Leben im Vormärz, Tübingen, 1965, S. 37, 45.

議活動を始めたのである。二人の関係からしても、論文の著者がガンスであったことは周知の事実であったろう。

これとは性格が異なるものの、ガンスは早くからユダヤ人解放のために種々の運動をしていたし、また断固とした共和主義者でもあった。こうしたことが大学当局というよりはプロイセン政府によって、危険人物との烙印を押される要因ともなっていた。のちにみると、この危惧はかなりの程度当たることになる。

それにしても、ガンスのベルリン大学への執着は相当なものだ。サヴィニーに無視されるや、今度はもう一人の大物教授に接近しようとする。哲学部のヘーゲルである。ガンスがハイデルベルクに行った1818年に、ヘーゲルはこれと入れ代わるかのようにベルリシに招聘された。したがって彼がハイデルベルク時代のヘーゲルと面識があったわけではない。にもかかわらず、1823年にガンスは出来たばかりの一冊の本を送り付けて、ヘーゲルとの接触を試みるのである。ちょうど何年か前にサヴィニーに対しても同様である。

プラウンはこれをガンスの「転向」と呼んで、皮肉を込めて書いている。

「実際転向は非常にすばやくおこなわれた。ガンスがヘーゲルを聴いたり、その哲学を受け入れたことなどまるでなかったのに、彼は早くも『世界史的発展における相続法』の第一巻を、ヘーゲルの歴史哲学講義を手本にして作成し、この本に添書きを付けてヘーゲルに送ったのである。この添書きは1819年のサヴィニーあてのものとほとんど同内容のものであったのだが。⁵⁾」

ヘーゲルはサヴィニーとは異なり、この青年の能力を率直に認めた。以後ガンスは「ヘーゲルのヨハネス」と陰口をたたかれることになる⁶⁾。ヨハネスとはいうまでもなく、イエスに最も愛された弟子のことだ。とはいえる、このときのヘーゲルへの接近を、就職したいがための無節操な乗り換えと片づけるの

5) Braun, a. a. O., S. 771. vgl., Johannes Hoffmeister (hrsg.), Briefe von und an Hegel, Bd. III, Hamburg, 1954, S. 32 f.

6) Braun, a. a. O., S. 771.

は、あまりにも性急な態度といわねばなるまい。サヴィニーとヘーゲルのあいだには、歴史法学と法哲学、民族精神と世界精神、といった学問的対立のみならず、さらには君主制か共和制かといった当時の政治的選択が関わっていたからである。

歴史法学と法哲学の対立といったが、これはけっして法学と哲学の争いではない。すでに法学界の内部にあっても、サヴィニーとティボーの論争があったのだし、ヘーゲルの法哲学講義は明らかにサヴィニーの法学方法論を意識してなされたものであったからだ。そしてここにティボーの法学とヘーゲルの哲学を摂取して、独自の哲学的法学を構築しようとする野心的な青年が登場した。彼はやがてこの領域において、ヘーゲルの後継者となるだろう。しかも政治的には、彼は師のヘーゲル以上に急進的であった。

ヘーゲルの強力な後押しの結果、念願のベルリン大学法学部教授となったガンスについて、ときの皇太子はサヴィニーにあてた手紙において、次の言葉を残している。いわく、「白鳥と鶯鳥は同じ池では泳げない」(Schwan u. Gans können nicht auf demselben Teichen schwimmen) と⁷⁾。〈白鳥〉サヴィニーと〈鶯鳥〉のガンスは、これ以降法学部のなかでことごとく対立するのである。ちなみに、この警句の主たる皇太子とは、三月革命時のプロイセン国王、フリードリヒ・ヴィルヘルム四世である。

II 民族精神から世界精神へ

ヘーゲルへの接近を「転向」とするのも、なるほど理由がないわけではない。『世界史的発展における相続法』はガンスにとって、まさに学問上の方向転換を意味していたからである。それを最もよく示すのは、この本の題辞として冒頭に掲げられた次の一句であるだろう。

7) ebd., S. 773.; Adolf Stoll, Friedrich Karl v. Savigny, Bd. III, Berlin, 1939, S. 281. vgl. Hans-Joachim Schoeps, Um die Berufung von Eduard Gans, in: Zeitschrift für Religions- und Geistesgeschichte, Bd. XIV, Heft 3, 1962, S. 280.

「囚われたまなざしで一つの民族の歴史を眺めては、ここから細かいことばかりをこそこそ摘み取ったり、またそのミクロな理論でもって、ある偉大な実務家の些事にこだわった学位論文になぞらえられるようなものは、眞の生きた法史学ではない。精神を強く働かせ、また逆に内的なものを知ろうとするヨーロッパの旅人には、ヨーロッパの外でこそ救いを求めよという忠告が与えられるように、我々の法史学もまた、眞に実践的なものになるためには、他のすべての新旧の民族の立法を理解すべきなのだ。アウグスティヌスからニスティニアヌスにいたる法定相続人の系譜をもとにした百を越える貧しいやっつけ仕事よりも、ペルシアや中国の法制についての精神のこもった十の講義さえあれば、我々の学生においていっそう眞なる法律的感覚が目覚めることであろう。

ティボー⁸⁾」

「眞の生きた法史学」(die wahre belebende Rechtsgeschichte)というティボーの提言は、もちろんサヴィニーの歴史法学に対する直接の批判である。両者のあいだの論争は、法典編纂の是非に関してのものにみえるが、その実は法の歴史的研究の方法に深く根ざしている。ガンスが引用した上の文章については、サヴィニー自身が『近時の諸法典に対する賛成論と反対論』のなかで言及している。さらにラートブルフによれば、フォイエルバッハもまた「世界立法史」という構想をもっていたという⁹⁾。

ガンスはやはり前書きにおいて、フォイエルバッハとティボーに言及して、彼ら二人は歴史をローマ法やゲルマン法の圈域に封じ込めることができなかった、ともいっている¹⁰⁾。

8) Eduard Gans, Motto zu: Das Erbrecht in weltgeschichtlicher Entwicklung, Eine Abhandlung der Universalrechtsgeschichte, Bd. I, Berlin, 1824, Nachdruck, Aalen, 1963, S. IV.

9) Anton Friedrich Justus Thibaut, Civilistische Abhandlungen, Heidelberg, 1814, S. 433.; Karl Friedrich von Savigny, Stimmen für und wider neue Gesetzbücher, in: Zeitschrift für geschichtliche Rechtswissenschaft, Bd. III, Heft 1, 1816, S. 3 ff., 11 ff. vgl., Gustav Radbruch, Paul Johann Anselm Feuerbach, hrsg. v. Erik Wolf, Göttingen, 3. Aufl., 1969, S. 191.

10) Gans, Vorrede zu: Das Erbrecht, Bd. I, S. XIX.

ガンス、あるいは法の普遍史

このようにして、ガンスはまさに法の歴史的研究の仕方をめぐって、公然と反サヴィニーの側に立つことを宣言しているのである。彼はフォイエルバッハやティボーと同様に、歴史法学派は実は「非歴史学派」だという。さらにティボーの言葉を借りて、サヴィニーの法学は細部にこだわる「ミクロな理論」にすぎない、ともいっている¹¹⁾。

ガンスは当初から、法の歴史的研究には哲学の裏づけが必要だと考えていたようだ。民族によって、また時代によって様々に異なる法的現象を認めたうえで、法の歴史的変遷の必然性と、にもかかわらず歴史を超える普遍的法の存在とを説明するためには、どうしても強固な哲学がなければならなかつた。

もっともここにいう哲学は、「体系」と言い換えたほうがいいかもしれない。そしてこれはティボーには欠落しており、むしろサヴィニーの強く意識している方法でもあった。サヴィニーは早くから法学における歴史的研究と哲学的研究の統合を主張していたし、それはのちに『現代ローマ法体系』として結実することになる。しかし歴史と哲学の総合の試みは、同じころヘーゲルによってもなされていた。しかもそれは、サヴィニーに比してはるかにスケールの大きいものであった。ガンスはティボーから得られなかった「法の歴史哲学」を、ヘーゲルに求めたのである¹²⁾。

どうしてサヴィニーではなくヘーゲルなのか。ここにはガンスの個人的感情が入り込むので少々厄介だが、これを解く鍵として民族精神と世界精神の問題を挙げることができる。ガンスを決定的に魅了したのは、ヘーゲルの法哲学講義にみられる次のような一節であったにちがいない。

「民族精神の諸原理が、現実に存在する諸固体として、客観的現実性と自己意識をもつのは、その特殊性においてであるが、民族精神の諸原理は、こ

11) Gans, a. a. O., S. VI, XX. vgl., Savigny, Ueber der Zweck der Zeitschrift für geschichtliche Rechtswissenschaft, in: ders., Vermischte Schriften, Bd. I, Berlin, 1850, Nachdruck, Aalen, 1968, S. 106.

12) Gans, Vermischte Schriften, juristischen, historischen, staatswissenschaftlichen und ästhetischen Inhalts, Bd. I, Berlin, 1834, S. 119.; Franz Wieacker, Gründer und Bewahrer, Göttingen, 1959, S. 125. vgl., Reissner, a. a. O., S. 123.

うした特殊性のために総じて限定的なものである。そしてそれら諸原理の相互関係における運命と事行とが、民族精神の有限性の現象する弁証法なのである。この弁証法から、普遍的精神つまり世界の精神が、無限定的なものとして、現に在るがままの姿で出現し、おのれの法を——その法こそ至高の法である——世界法廷としての世界史において、民族精神に対して執行するのである。¹³⁾」

ここにはヘーゲルの歴史哲学および法哲学の要諦が凝縮されている。民族精神の限定性と世界精神の無限定性という歴史観が、サヴィニーのロマン主義的歴史主義への痛烈な皮肉であることも疑いのないところだ。しかもこの対比は慣習としての法と「至高の法」との対立も含意しているだろう。実際のサヴィニーがロマン主義者で慣習法主義者であったとは言い切れないものの、彼に反対する陣営からすれば、これが典型的なサヴィニー像であったのだから。なお世界史は世界法廷である、とはシラーの言葉だが、絶対者による審判の舞台として世界史を見る仕方は、ヘーゲルの運命論でもあるけれど、もとよりガス自身の宗教観ともつうじている。

というのも、ユダヤ教徒たるガスにとって、民族精神の概念はいかにもキリスト教的かつゲルマン的なものに思えたはずで、この観点から法の歴史を語るサヴィニーに対しては、生理的な反発もあっただろうからである。だがサヴィニーのこの概念が、本当はヘーゲルからの借用であるということになると、ことがらはまたもや錯綜してくる。ガスがヘーゲルの歴史哲学にみられるゲルマン至上主義をいかに受けとめたかは、はなはだ興味のある問題である。

それはともかく、ガスは〈民族精神〉サヴィニーではなく、〈世界精神〉ヘーゲルを生涯の師として選んだ。彼は反歴史法学の立場を鮮明にしたのである。

ティボーには哲学が欠けているといった。同様に、ヘーゲルには法学の知識

13) Georg Wilhelm Friedrich Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse, in: Werke in zwanzig Bänden, Bd. 7, Frankfurt am Main, 1970, §340.

が充分でなかったといえよう。彼らはすでにイエナ時代からの知り合いで、ハイデルベルクでも親密な交際をつづけていた。ヘーゲルはティボーの法学者としての能力を信頼し、法哲学の出発点をなす抽象法の概念を、ティボーの『ローマ法の論理的解釈の理論』から引き出したという説もある¹⁴⁾。

そしてガンスは、この二人の弟子となつた。ティボーの引用から始まる本をヘーゲルに送るにあたっては、およそこうした経緯があったのである。

ベルリンのヘーゲルは、ガンスを哲学部ではなく、サヴィニーの足下の法学部に送り込もうとする。ヘーゲルとしてもみずから法哲学を確立するためには、内部から直接に歴史法学を批判する必要を感じていたのだろう。そしてこの背景には、ブロイセンにおける文部大臣アルテンシュタインと皇太子との政治的軋轢もあった。

ヘーゲルの要請もあって、アルテンシュタインはこの人事に積極的に介入する。彼はガンスをキリスト教に改宗させ、みずからあらゆる手段を用いて教授たちに働きかけた¹⁵⁾。この結果、ガンスは1826年に法学部の員外教授として、念願のベルリン大学に職を得ることができたのである。

その二年後にガンスが正教授に昇任するに際しては、サヴィニーも公然と反対行動に乗り出している。今度は皇太子の力を借りて、教授会の決定を無効にしようとしたのである。だがこれも失敗する。「サヴィニーの提案でおこなわれた、アルテンシュタインに対する皇太子の干渉さえも、この決定をもはや覆すことはできなかった。サヴィニーはこれ以降、当時彼の職分に与えられていた特権にもとづいて、示威的に学部の公務から手を引いた。ガンスが企てた個人的和解の試みも、サヴィニーによってそっけなく退けられた。¹⁶⁾」サヴィニ

14) Hoffmeister, a. a. O., Bd. II, S. 154.; Bd. III, S. 90 f., 239 f. vgl. Armin von Bogdandy, Hegels Theorie des Gesetzes, Freiburg, München, 1989, S. 214, Anm. 31.

15) Horst Schröder, Einleitung zu: Eduard Gans, Philosophische Schriften, Glashütten in Taunus, 1971, S. XXX.

16) Schröder, a. a. O., S. XXX.; ders., Zum Gedenken an Eduard Gans, in: Wissenschaftliche Zeitschrift der Humboldt-Universität zu Berlin, Jg. XIII, Heft 4, 1964, S. 518 f.; anonym, Ueber Eduard Gans, in: Arnold Ruge und Theodor Echtermeyer (hrsg.), Hallische Jahrbücher für deutsche Wissen-

ーによる学部事務の拒否は、結局ガンスの死にいたるまでつづけられた。

もっともガンスのほうも、講義のなかで執拗にサヴィニーを批判した。このころサヴィニーは神経衰弱に陥り、しばらく研究生活を中断するが¹⁷⁾、それはもっぱらガンスとの人間関係に由来するものだったにちがいない。

「今も残る講義ノートによれば、ガンスはサヴィニーが隣りの講堂で教えているのに、年間をつうじて講義で彼を批判しつづけたことがわかる。ガンスが『サヴィニーに反対した』ような『向こうみずで仮借のない仕方』は、誰に対しても、たとえアルニムに対してでも、隠されることはなかった。1830年にアルニムは彼の義兄であるサヴィニーに誕生日の詩を捧げたのだが、このなかではとりわけ次のように歌われている。

なおも盛りの栄冠が
君を囲み、
ガンス以外は
皆君を愛す……¹⁸⁾」

ベルリン大学におけるヘーゲルとサヴィニーの争いは、それぞれの支持者や弟子を巻き込んで、哲学派と歴史学派の対立にまで発展することになる。たとえば、ベルリン・アカデミーの会員選挙の際には、サヴィニーは愛弟子のヤコブ・グリムを対立候補に立ててまで、ヘーゲルの入会を妨害している¹⁹⁾。選挙に敗北したヘーゲルは、弟子たちとともに「学的批評協会」を結成した。これは組織的にも「ベルリン・アカデミーのコピー」であったけれど、協会の事

schaft und Kunst, No. 113, 1840, S. 903.; Max Lenz, Geschichte der Königlichen Friedrich-Wilhelms-Universität zu Berlin, Halle a. d. S., 1910, Bd. II, 1. Hälfte, S. 390 ff.; Bd. IV, S. 512 f., 515, 516. vgl., Reissner, a. a. O., S. 137.

17) Gerd Kleinheyer u. Jan Schröder, Deutsche Juristen aus fünf Jahrhunderten, 2. Aufl., Heidelberg, 1983, S. 229 f.

18) Johann Caspar Bluntschli, Denkwürdiges aus meinem Leben, Bd. 1, Nördlingen, 1884, S. 65.; Stoll, a. a. O., Bd. II, Berlin, 1929, S. 366. vgl., Braun, a. a. O., S. 773.

19) Helmut Jendreiek, Hegel und Jacob Grimm, Berlin, 1975, S. 336.

ガンス、あるいは法の普遍史

務局長と哲学部会の書記局にはガンスが充てられた。彼はまたヘーゲルと共同で年報の創刊および編集にも携わることになる²⁰⁾。

ところで、学的批評協会にはゲーテやフンボルト兄弟とともに、グリムも勧誘された。彼はいったん入会を了承したが、間もなくこれを撤回した。サヴィニーに対するガンスの攻撃に憤慨したからである。グリムは事務局長のガンスにあてて、拒絶と抗議の手紙を書いている。1827年のことである²¹⁾。だがその約十年後、グリムがゲッティンゲンの七教授事件に連座したとき、彼の行動を支持したのはサヴィニーではなく、ガンスだったのである。

しかしながら、ヘーゲルとサヴィニーの対立が、個人的な反目ではなく、法の歴史哲学に関わるものであったように、ガンスとサヴィニーの不和も、法と歴史に関わるすぐれて哲学的な論争と一体であったことを忘れてはなるまい。彼らの関心がともに法と歴史の諸問題に向けられていたからこそ、論争も徹底しておこなわれねばならなかつたのだ。

少なくともガンスの側からみるかぎり、サヴィニーは法と歴史を排他的な民族精神で結びつけているように思えた。ガンスはこれを世界精神のもとで、普遍的な法との連関で考察しようとする。ヘーゲルの壮大な哲学体系を受容しつつ、彼はサヴィニーとは異なった「歴史法学」を構築しようとするのである。

III 法と歴史

『世界史的発展における相続法』の第一巻は、1823年に出版された。その直後にヘーゲル派の文部官僚シュルツェは、上司のアルテンシュタインに手紙を書いて、この本をきわめて好意的に評価している。彼によれば、その最大の功績は、歴史法学のミクロな理論を攻撃した点にあるという²²⁾。

前にも述べたが、「ミクロな理論」(Mikrologie)とは、もともとティボー

20) Gans, Die Stiftung der Jahrbücher für wissenschaftliche Kritik, in: ders., Rückblick auf Personen und Zustände, Berlin, 1836, S. 253. vgl., Jendreiek, a. a. O., S. 337.; Reissner, a. a. O., S. 118 f.

21) Jendreiek, a. a. O., S. 341.; Reissner, a. a. O., S. 120 f.

22) Lenz, a. a. O., Bd. II, 1. Hälfte, S. 224; Anm. 1.; Bd. IV, S. 455 ff.

の言葉で、ガンスがこれを受けたサヴィニー批判に用いたものである。歴史法学は、歴史的研究を古文書の詮索に矮小化し、しかもそれをローマ=ゲルマン法の領域に限定している、と彼らはみる。ガンスはこのようなサヴィニーの方法を、「過去の死せる文字の読解」(Lesen des toten Buchstabens der Vergangenheit)と非難している²³⁾。今やガンスは、ティボーの提唱した「真の生きた法史学」を追求しようとするのである。

とはいえた、サヴィニーの法学はそれなりに体系化されつつあったわけで、これに対抗するためには、そもそも学問の厳密性を否定するのではないかぎり、新たな体系を構築するしかないだろう。「体系は体系によってのみ反駁される」というのが、ガンスの信念であった²⁴⁾。こうして彼はヘーゲル哲学の徒となる。

「この数年間、私は哲学の研究に、ヘーゲルの体系におけるその深遠で時代に適った究極の形態の研究に、大いなる興奮をもって取り組んで、私の実証的な学問の正当化をこのうちに見出そうとしてきた。……当時からすでに自分の弓矢として頼りになるようにみえていたものも、深く基礎づけられた建物の簡明で偉大な建築術にみられる力強い刺激なしには、私は再び認識することができなかっただろう。²⁵⁾」

ここに引用した文章は、『世界史的発展における相続法』の序文にみられるものだ。ヘーゲルの体系を建築術にたとえる言い方は、彼の死後ガンスが編集した『法哲学綱要』の序文でも繰り返されている。後者には、「なんと巨大な演劇が……この書物の結論として付け加えられていることだろう。国家の高みからすれば個々の国家は、まさに歴史という大洋に流れ込む多くの河にみえる

23) Gans, Vorrede zu: Das Erbrecht, Bd. I, S. XIV. vgl., Reissner, a. a. O., S. 108.

24) Gans, Vorrede des Herausgebers zu: G. W. F. Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundsätze, in: ders., Philosophische Schriften, S. 10.

25) Gans, Vorrede zu: Das Erbrecht, Bd. I, S. XXXIX f.

し、歴史の発展の見取り図が、この大地に属する重要な利害の警告ともなっている」といった表現も見出される²⁶⁾。

ガンスにとって、ヘーゲルの法哲学と歴史哲学は、まさに「偉大な建築術」であり、「巨大な演劇」にはかならなかった。彼は師の哲学体系を受容しつつ、ここに自身の法律学を接合しようとする。

1826年、ベルリン大学に迎えられたガンスは、相続法などの講義とともに、間もなく「自然法ないし法哲学」の講義をもおこなうようになる。これはヘーゲルがハイデルベルクで始め、ベルリンに持ち込んだ法哲学の講義を引き継いだものであった。

ガンスの問題関心は一貫して、法と歴史と哲学の相互関係にあった。もっとも彼の「哲学」は、ついにヘーゲルの祖述の域を出ることはなかった。むしろ師の哲学体系を借用して、〈法〉と〈歴史〉の新たな地平に入り込むことこそ、ガンスの戦略だったといえよう。歴史法学との対決には、そのほうが手っ取り早かったからだ。法の概念に関わる以下の言明は、このことを示唆しているようと思える。

「法の概念は、二重の観点のもとで考察することができる。まず現にあるもの、つまり思惟において対象化された、法・人倫・国家の現在的世界として、あるいはまた時間の形式のなかでの必然的な産出ないし発展、つまりこの現在的世界の生成として。第一の方法は法の哲学であり、第二の方法は法の史学である。²⁷⁾」

第一の方法たる法哲学はヘーゲルに依拠しつつ、第二の方法たる法史学をみずからの任務とする、これがガンスの選んだ道であった。たしかに彼は、1827

26) Gans, Vorrede des Herausgebers, a. a. O., S. 5, 7. vgl., Reissner, a. a. O., S. 103.; Manfred Riedel, Hegel und Gans, in: Natur und Geschichte, Karl Löwith zum 70. Geburtstag, Stuttgart usw., 1967, S. 261.

27) Gans, Vorrede zu: Das Erbrecht, Bd. I, S. XXX f. vgl., Schröder, Zum Gedenken an Eduard Gans, S. 520.; Riedel, Einleitung zu: Gans, Naturrecht und Universalrechtsgeschichte, Stuttgart, 1981, S. 16.

年以降、法哲学の講義を担当している。だがマンフレッド・リーデルも認めるように、それは事実上ヘーゲルの『法の哲学』の註釈でしかなかった²⁸⁾。ヘーゲル法哲学の註釈者として、彼が自他ともに許す第一人者であったということは、おのずから別問題であるけれど。

ところで、ガансがベルリン大学でおこなった「法と歴史に関する二つの講義」を、リーデルは『自然法と普遍法史』として公刊している。これは1832年から翌年にかけての冬学期の講義を、ヘーゲルの次男イマニュエルの筆記録をもとにして再現したものだ。編者のリーデルによれば、第一部の自然法講義は、ヘーゲルの法哲学の解説であるが、第二部の普遍法史講義のほうは、実定法の歴史学であってガансに独自のものであるという²⁹⁾。

たしかに自然法講義は、ヘーゲル法哲学の枠組みをそのまま踏襲して、これにガансなりの法学的見解を加えていく、といったものであった。この点についてのリーデルの評価はかなり手厳しい。すなわち、ガансの講義がヘーゲルのお手本から外れているのは、序説として自然法の歴史を置いたこと、師の対内的国法を憲法と言い換えたこと、そして法哲学に「法の歴史」を補足したこと、にすぎないというのである³⁰⁾。

けれども法哲学に法史学を付け加えるということは、もっと注目されねばなるまい。ガансは一貫して歴史法学と法哲学の批判的統合をめざし、そこにみずからの法学を樹立しようとしていたからだ。ガансの死後、おそらくはルーゲによって彼の生前の声が書き留められたが、そこには次のような言葉がみられる。「講義において私がつねに求めていたのは、若い人たちに、より高次のセンスを教えることと、法律学を學問上の大きな姉妹領域たる歴史学と哲学のうちに導入して、これを隸属の鎖から解き放つことであった。³¹⁾」

こういう言い方が漠然としすぎるならば、ガансの独自性は、〈法の普遍史〉の構築にあったとすることができる。ガанс自身は「普遍法史」(Universal-

28) Riedel, Einleitung, S. 13.

29) ders., Nachbericht des Herausgebers zu: Gans, Naturrecht und Universalrechtsgeschichte, S. 247.

30) Riedel, Einleitung, S. 14.

31) Ueber Eduard Gans, a. a. O., S. 902.

rechtsgeschichte) という概念を用いており, これはすでに『世界史的発展における相続法』の副題にもみられるが, 彼の講義の標題としても採用されている。もっとも, これは自然法を連想させる「普遍法」の歴史という意味以上に, 法の「普遍史」と解するべきかもしない。リーデルもまたそのように解釈している。

「『普遍法史』という標題は, 概念史的にみるならば, 『普遍史』(Historia universalis) なる概念の応用である。『普遍的』とは, 歴史が個別的に捉えられるのではなく, すなわち, 地域・時代・宗教・政治, 等々に限定されない場合の, 歴史を意味する。普遍法史は, —普遍史の概念に由来し, たとえば十八世紀にヴォルテール, カント, ヴィーコ, ヘルダーがそれを発展させる——もはやヨーロッパ中心主義的に方向づけられてはいない。³²⁾」

狭隘な民族精神によってではなく, 文字どおり世界的な視野に立って法の歴史を捉えることは, ティボーやフォイエルバッハの果たせなかつた夢であるし, なによりもガанс自身が当初から『世界史的発展における相続法』によって追求した構想であった。相続法の歴史をつうじて法の普遍史を描こうとしたこの記念すべき研究は, 生前に第四巻まで出版されたが, 彼はさらに, 第五巻「中世におけるドイツとスラヴ民族」, および第六巻「総論」の刊行を予定していた。³³⁾

32) Riedel, a. a. O., S. 14.; Gans, Vorrede zu: Das Erbrecht, Bd. I, S. XXXI. vgl., Schröder, Zum Gedenken an Eduard Gans, S. 519.

普遍法史のリストには, さらにジュール・ミシェレの『普遍史入門』と『普遍法の象徴および形式に見出されるフランス法の起源』を加えることができる。前者についてガансは好意的な書評を書いている。また後者はヤーコブ・グリムの『ドイツ法古事記』と密接な関係にある。グリムについても, ガансは『法の内なるポエジー』に言及して, 両者の方法の共通性を示唆している。Gans, Rezension zu: Introduction à l' histoire universelle par Michelet, in: Philosophische Schriften, S. 260 ff.; ders., Naturrecht und Universalrechtsgeschichte, S. 121 f.

33) Gans, Vorrede zu: Das Erbrecht, Bd. IV, Stuttgart, 1835, Nachdruck, Aalen, 1963, S. IX f. vgl., Reissner, a. a. O., S. 149. それにしても, 相続法とはうまいところに目をつけたものだ。相続法は家族の財産の法的規制であることに

当然ながらこの構想は、実際の講義にも反映している。彼の普遍法史講義は、自然法講義につづくものであったが、それは次の言葉で始められる。「自然法はいたるところで国家を指し示してきた。我々は今や国家から世界史へとやって来た。³⁴⁾」ここにいう「自然法」とはヘーゲルの語法にしたがえば抽象法のことである。つまり、抽象的な法としての自然法がついに国家において顕現するというのがヘーゲル法哲学の構成であったけれど、ガансは法の顕現の具体的な在り方を、まさに世界を舞台にして検証しようとするのである。

リーデルの公刊した筆記録によれば、この講義は、オリエントの法・ギリシアの法・ローマの法・中世の法・現代の法という五つの部分から成っている。「オリエントの法」には中国法やインド法も含まれているから、時間的にも空間的にもほぼ全世界の法圏を対象としているとしてよい。ガансはそれぞれの法圏について、家族法や刑法の諸制度を紹介する。相続法に多くの言葉が費やされているのはいうまでもない。

そしてガансの意欲的な講義は、以下の言葉をもって閉じられる。ここでも法哲学と法史学の統合が語られ、それは「立法の学」へとつながるはずであった。

「これで普遍法史を終えるとしよう。この講義は二つの対象を含んでいた。つまり法と国家の理念的発展である。だが歴史的な粉飾は施さなかつた。というのも、そこでの理念の正当化こそが、我々が歴史的発展のうちに見てきたものの表現だったからだ。それは次のように示されるだろう。すなわち、法の史学の内容は法の哲学と同じものを内容とする、ということだ。したがって、現代の法史学は哲学的考察の帰結とほぼ合致するのである。これらの二つの側面の帰結とは、

その具体的な統一としての、立法の学である。³⁵⁾」

よって、ヘーゲルの概念を用いるならば、まさに家族と社会と国家の交点に位置するからである。ders., *Vorrede zu: Das Erbrecht*, Bd. I, S. XXXII.

34) Gans, *Naturrecht und Universalrechtsgeschichte*, S. 108.

35) ebd., S. 154. ガансはサヴィニーの立法消極論に対し、次のように述べている。「現代が立法の使命をもたないという、二十年前にサヴィニーによって立てられた命題は、この間になんら妥当性をもたなかった。法典は相次いでいる。」 ebd., S. 86.

もっと前のところでも、彼の学問的構想が語られる。それによれば、法と國家の理念的建設に終わるヘーゲル法哲学と、この建造物の歴史を段階的に検証する哲学的法史学と、さらに哲学的理論と歴史的帰結の統一たる実践的法学を、広義の法学の任務として掲げている。そしてこれら三つを内容とする総合的学問を、ガンスは「真の学問的法学百科」(eine wahrhaft wissenschaftliche Rechtsencyclopadie) と呼ぶ³⁶⁾。法学のエンツィクロペディーとは、いうまでもなくヘーゲルによる哲学のそれを意識したものである。

とはいえ、法学百科の企てはもとより、法哲学を普遍法史として、つまりヘーゲル法哲学の終わったところから、あらためて法の世界史を始めようとするそれ自体壮大な試みも、彼の主著と同様ついに完成することはなかった。その直接の理由は彼の早すぎた死に求められる。だがサヴィニーの法学とヘーゲルの哲学という二つの体系を批判的に包摂して、〈法の普遍史〉を構築しようとの計画は、一人の人間がなすにはあまりに途方もないものだったともいえよう。

「体系」や「普遍」にとりつかれたガンスの夢は、早晚破られる運命にあった。にもかかわらず、彼は依然としてサヴィニー流の歴史法学の最大の論敵でありつづけたし、またヘーゲル法哲学のほとんど唯一の後継者とも目されていた。

1831年にヘーゲルが急死した直後、ガンスは追悼文を書いて、師の方法を受け継ぐ能力のある者のみが後継者たりうるとの言い方で、間接的にみずからへの役割を宣言している³⁷⁾。実際、ガンスはヘーゲル全集の編纂者として、『法哲学綱要』と『歴史哲学講義』の二巻を引き受けているし、ヘーゲルの伝記も本来は彼が書くはずだったのである³⁸⁾。

またガンスは死ぬまでサヴィニー批判の手を緩めることはなかった。彼の最

36) ebd., S. 53.

37) Gans, Necrolog von G. W. F. Hegel, in: Vermischte Schriften Bd. II, S. 251 f.; Schröder, a. a. O., S. XXXVIII.

38) Gans, Vorrede des Herausgebers, a. a. O., S. 11 f.; Karl Georg Rosenkranz, Wilhelm Friedrich Hegel's Leben, Berlin, 1844, S. X. vgl., Reissner, a. a. O., S. 146.

後の著書は『占有の基礎について、第二訴答』であったが、これは『ローマ市民法体系綱要』につづいて、再度サヴィニーの『占有論』を攻撃の対象としたものである。ガансによる占有ないし所有の理論は、ローマ法を踏まえつつも、同時に近代市民社会を構成する原理として、まさにヘーゲル的に捉えられている³⁹⁾。

だが文字どおり生涯にわたる論争にもかかわらず、奇妙なことにガансをサヴィニーとともに歴史法学派の一員とみなす見方も存在する⁴⁰⁾。しかし考えてみれば、それは必ずしも誤りとはいえない。法と歴史、なかんずく〈歴史〉へのこだわりは、ガансにおいてけっして歴史法学派に劣るものではなかったし、むしろ歴史的視点の欠落こそが、サヴィニー批判の最大の理由であったからである。

IV 青年ドイツの合唱指揮者

ヘーゲルの若き後継者ガанс教授の講義には多くの学生が殺到し、その勢いは師をも凌ぐほどだった。聴講生は一千名にもなろうとしたので、最も大きな講堂でも二部に分けて講義せねばならなかったという⁴¹⁾。サヴィニーを公然と批判する語り口が、学生に受けたのだろうか。だがそればかりではあるまい。人気の原因は、むしろガансの政治的姿勢にあったにちがいない。それはもと

39) Gans, Ueber die Grundlage des Besitzes, Eine Duplik, Berlin, 1839, S. 5, 14, 19.; ders., Naturrecht und Universalrechtsgeschichte, S. 60 f. vgl., Reissner, a. a. O., S. 159.; Schröder, Zum Gedenken an Eduard Gans, S. 520, 521.

40) E. Lerminier, Introduction générale à l' histoire du droit, 2. Ausgabe, Paris, 1835, S. 405.; Ernst Landsberg, Geschichte der deutschen Rechtswissenschaft, Abt. III, Halbband 2 (Text), München/Berlin, 1910, Nachdruck, Meisenheim/Glan, 1957, S. 355. vgl., Reissner, a. a. O., S. 109.; Riedel, Einleitung, S. 11.

41) Lenz, a. a. O., Bd. II, 1. Hälfte, S. 496, Anm. 1.; Landsberg, a. a. O., Abt. III, Halbband 2 (Noten), S. 166, Anm. 4. 彼の講義の聴講生には、マルクスやフェリックス・メンデルスゾーン・バルトルディ、学生ではないがアレクサンダー・フンボルトなどがいた。vgl., Reissner, a. a. O., S. 132, 134 f.; Schröder, Zum Gedenken an Eduard Gans, S. 522.

より、いわゆる三月前期の雰囲気とも結びついている。

ガンスがユダヤ人のゆえになかなか教職に就けなかったことは、すでに述べた。ここには彼の政治活動も関係している。というのも、彼は仲間とともに「ユダヤ文芸協会」という組織を結成して、一時はその議長役を務めていたからだ。これはユダヤ人の民族的文化を守るとともに、明らかにその政治的解放をめざす運動体であった。

文芸協会における活動で注目すべきは、アメリカへの集団入植計画である。それは数百人規模の入植者を合衆国南部に送り込むことによって、開拓地にユダヤ人の町を建設する、というものであった。そこでは農業や商工業ばかりでなく、固有の文芸が開花するだろう。こうしたサン・シモン的なエートピアを、親友のハイネはたわむれに「ガンス町」(Ganstown)と名づけている⁴²⁾。

ガンス・タウンは実現しなかったが、その後も彼は三月前期の自由主義的な国民運動に関わっている。その最大のものは、1837年のゲッティンゲンの七教授事件であった。これはハノーヴァー王国における憲法擁護のために、ゲッティンゲン大学の七名の教授が国王に抗議書を提出し、国王が彼らを罷免したことに端を発したものである。七人の教授のなかには、サヴィニーの愛弟子グリム兄弟も含まれている。

この波紋はたちまちドイツ全土に広がり、罷免された教授たちを精神的にも物質的にも支えるために、ライプツィヒをはじめ各地にゲッティンゲン協会という団体が作られた。ガンスは、このときベルリン支部の責任者となっている。それに対してサヴィニーはといえば、グリム兄弟のためになんの尽力もしなかった⁴³⁾。

七教授を公然と支援するガンスの姿は、学生たちに好感をもって迎えられた。彼の誕生日におこなわれたデモの様子を、ライスナーは生き生きと描いている。1838年の初春のことである。

42) Reissner, a. a. O., S. 99 f., 96.

43) Heinrich von Treitschke, Deutsche Geschichte im Neunzehnten Jahrhundert, 4. Teil, 6. Aufl., Leipzig, 1913, Nachdruck, Königstein/Ts., Düsseldorf, 1981, S. 663. vgl., Reissner, a. a. O., S. 156.; Schröder, Einleitung zu: Gans, Philosophische Schriften, S. XXIII.

「3月22日は彼の誕生日の前日であったが、六百名の学生がシャルロッテン通り36番地の彼の家まで松明行列をおこなった。その目的は、彼らの先生にセレナーデを捧げることにあった。近衛連隊の音楽が奏された。もちろん警察は、大勢の行列や音楽に対して許可を与えていなかった。表玄関が開いていたので、玄関の間と中庭は人で一杯になった。学生たちは教授に向かって雷のような万歳を唱えた。昔ながらのファンファーレでもって近衛兵の音楽が調子を合わせた。ガスンはこの熱烈な祝賀に感謝の言葉を述べた。そもそもこれで行事は終わるはずであった。だがその代わりに、学生たちはなお二度目の万歳を、ゲッティンゲンの七教授に捧げたのである。今度も近衛兵の音楽が調子を合わすはめになった。このグロテスクな出来事は、次のことできさらに昂揚した。というのも、この家の二階には閣僚のフォン・シュテーゲマンが住んでおり、三階には警察庁長官にして上級監察局の構成員でもある枢密顧問官フォン・チョッペが住んでいたからだ。チョッペは窓辺に立ってデモを眺めていたのである⁴⁴⁾。」

このデモには、当時ガスンのもとで法学を学んでいたカール・マルクスも参加していたという⁴⁵⁾。それはともかく、学生たちにとって、七教授とガスンがひとしく自由の象徴であったことを、このエピソードはよく伝えている。ガスンはこのおかげで、大学当局より危うく出講停止の処分を受けるところであった。

たしかに煽動者とみられても仕方がない。ガスンの歴史観はフランス革命とヴィーン会議、つまり革命と反動の四半世紀を軸にしたものであった。サヴィニー批判も、その背後にいる皇太子ら王党派には不快なものであったろう。皇太子といえば、例の「白鳥と鷺鳥」の名言が思い出される。彼はまだ存命中のヘーゲルに干渉して、いったんガスンに譲った法哲学の講義を取り戻させたこともある。ガスンはヘーゲル哲学から「革命的帰結」を引き出して、学生を

44) Reissner, a. a. O., S. 156 f. vgl., Treitschke, a. a. O., 4. Teil, S. 542 f.; Lenz, a. a. O., Bd. II. 1. Hälfte, S. 497.

45) Seep Miller u. Bruno Sawadzki, Karl Marx in Berlin, Berlin, 1956, S. 42, 84, 113. vgl., Reissner, a. a. O., S. 157 f.

「共和主義者」にしてしまう、というのがその理由であった⁴⁶⁾。

1848年の三月革命の過程では、ゲッティンゲンの七教授の多くがフランクフルト国民議会の議員に選出される。もしガансがこのときまで生きていたとしたら、彼はダールマンやグリムと行動をともにしていたにちがいない、とはライスナーの仮説である⁴⁷⁾。もっともその場合には、ベルリンの選挙区でガансとヤーコプ・グリムが争ったかもしれないのだが。

ガанс自身は、講義のなかで君主機関説を論じたこともある。つまり、国王は国家の首領ではなく、執行権力の単なる機関にすぎないというのだ。またみずから政治的立場を告白して、こう述べている。「私は、時代の進歩に関わり、議会的君主制を望み、中世的逆行を嫌い、だが同時に無政府的な状態をも好まない人々に属している。」三月前期にあっては、このあたりが穏当なところでもあり、彼の限界でもあっただろう⁴⁸⁾。

煽動者としてのガансのことを、トライチュケは〈青年ドイツの合唱指揮者〉と呼ぶ。これはハイネの言葉を引き合いに出したものだ。なおハイネもその一員であることを自任している⁴⁹⁾。

ハインリッヒ・ハイネは、すでに触れたように、ガансの古くからの友人であった。ハイネもまた始めは法学を志し、ヘーゲルの講義を聴いたこともある。彼はガансのユダヤ文芸協会における活動や、ユダヤ教からの改宗や、研究生活などについて、いつも皮肉な目でもって観察し、思うところを遠慮なく伝えている⁵⁰⁾。ガансにとって、ハイネは眞の友人であり最も怖い存在であった。

面白いのは、ハイネがガансのことを自分の作品において、しばしばからかっていることだ。ライスナーの指摘するところによれば、たとえば『旅の絵本』の第一部には、相続法上の原案ガанс、という「法学オペラ」のことが出

46) Braun, a. a. O., S. 773. vgl., Reissner, a. a. O., 126 f.

47) Reissner, a. a. O., S. 139.

48) ebd., S. 127.; Ueber Eduard Gans, a. a. O., S. 903.

49) Treitschke, a. a. O., 4. Teil, S. 434., 5. Teil, S. 370. vgl., Reissner, a. a. O., S. 132, Anm. 25.

50) Reissner, a. a. O., S. 114, 116, 151.

てくる⁵¹⁾。

だがここでは同じ本の第三部から別の一節を紹介しておこう。ハイネにかかると、ガンスとサヴィニーの生涯にわたる論争も、以下のように茶化されてしまう。

「ガンスとサヴィニーの二人とも、私は名前だけは知っていた。サヴィニーのことを教授は学問のある女だと思っていた。『そうそう』——このさほど無理もない誤解から彼を引き離そうとしたとき、彼が言った——『本当はそんな女じゃない。すると誰かがまちがって教えたんだ。それどころか聞くところでは、シニョール・ガンスはこの女をいつか舞踏会でダンスに誘ったが、断られたので、文字どおりの不和が生じたそうだ。』『あの二人については実際誰かがまちがって教えたんです。シニョール・ガンスはダンスなどしません。人道主義的な理由からですがね。だから一騒動あったわけじゃありません。例のダンスへの誘いは、たぶん思いがいからきたたとえ話でしょう。歴史学派と哲学派が、ダンサーだと思われているんです。同じ意味でおそらく、ウゴーネとティバルドとガンスとサヴィニーの四人組のカドリールだと思われているんじゃない』⁵²⁾」

ここに出てくる教授とは、ボローニャの法学者だが、それはいいとして、ちなみにウゴーネとはゲッティンゲンのフーゴー、そしてティバルドとはハイデルベルクのティボーのことである。フーゴーとサヴィニー、これに対するティボーとガンスの論争、あえて分類すれば歴史学派と哲学派の論争は、ハイネにはまるで四人の輪舞のようにみえたのである。

ハイネの辛辣な風刺にもかかわらず、エンゲルスも評価するように、ヘーゲル亡きあと、ガンスは学界においてますます将来を嘱望される存在となつた⁵³⁾。ところがガンスは、1839年に42歳の若さで死ぬ運命にあったのである。

51) Heinrich Heine, Reisebilder, Frankfurt am Main, 1980, S. 77.

52) Heine; a. a. O., S. 350 f. vgl., Reissner, a. a. O., S. 1511.; Schröder, Einleitung zu: Gans, Philosophische Schriften, S. L I.

53) Friedrich Engels, Ernst Moritz Arndt, in: Werke, Ergänzungsband, 2.

同時代人の証言によれば、彼の葬儀はまことに盛大なもので、教授全員と多くの学生や市民が葬列にしたがった。そのあまりの長さのために、ちょうど通りかかった国王の馬車も立ち往生せざるをえなかったほどだ。

けれどもブラウンは、教授全員が葬儀に参列したのではないという。その日ただ一人、サヴィニー教授の姿だけはみえなかつた。「ある葬儀がおこなわれる」との理由で、彼は講義を休みにしただけだった。彼らの和解はついになされなかつたのだ⁵⁴⁾。

最後にやはりハイネの弔辞を挙げておこう。学問と政治におけるガンスの役割を、良くも悪しくも的確に表現しているのはさすがである。

「ドイツの学問に対する今は亡きガンスの功績は、あまねく知られている。彼はヘーゲル哲学の活動的な使徒であり、これを理解したかぎりで、ヘーゲルの著作を優雅に世俗化した。法学界においては古ローマ法の輩に対して断固として闘つた。彼らは古い立法にかつて息づいていた精神を知ることなく、あとに遺された衣装部屋の埃を払つたり、害虫を駆除したり、今日ふうに着用するためにはじめよく仕立て直したり、といったことにのみ携わっている。ガンスはきわめて優雅な仕寄せに包まれて、そうした奴隸根性そのものを撫で斬りにしたのだ。彼の足下でサヴィニー氏の哀れな魂がいかに呻いたことだろう。文字による以上に言葉によって、ガンスはドイツにおける自由思想の発展を促した。彼は囚われた思考を解き放ち、偽りの仮面を引きはがした。彼は活動的な熱血漢で、その機知の火花はみごとに散り、そうでなくともよく輝いた。⁵⁵⁾」

Teil, Berlin, 1967, S. 124. vgl., Kurt Rainer Meist, Altenstein und Gans, in: Hegel-Studien, Bd. 14, 1979, S. 43.

54) Braun, a. a. O., S. 775.

55) Heine, Ludwig Marcus, Denkworte, in: Sämtliche Werke, hrsg. v. Hans Kaufmann, Bd. XIV, München, 1964, S. 49 f.